

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

相続放棄をしたはずの兄が 弁護士を立てて遺産を要求…

50代女性。3カ月前に父が亡くなりました。実は私には兄がおり、本来兄が親の家に同居して面倒を見るべきでしたが、職が定まらない性格のうえ、遅くにと結婚した女性もとんでもない人だったので、親との折り合いが悪く、ほとんど没交渉でした。それでも母が10年前に突然亡くなった時には葬式に来て、俺は親孝行を何もしなかった、遺産は要らない、お前が父の面倒を見てくれと言ってきました。兄に言われるまでもなく、私も父を放ってはおけず、離婚もし子供も独立したのを幸い、賃貸アパートを引き払って親の家に

同居し、以後ずっと父の面倒を見てきました。この間父はだんだん認知症が進み、介護認定は最後5になりましたが、施設に入れず家で私が介護しました。兄は葬式にだけ来て、大変だったね、何もしてやれずに申し訳なかったと謝ってくれました。ところが、です。この度、弁

護士から書面が来て遺産分割の話し合いをしたいと言ってきたのです。兄には連絡は取るなと。兄の本意ではなく嫁の差し金だろうし、子供に何か障がいがあるとも聞いているので、お金が要るのだろうとは思いますが、あんまりな仕打ちではないでしょうか。憤慨を通り越しています。



介護したことで特殊な取り分、寄与分が認められ、 裁判所もお兄様側に半々より低い額を認定するはず。

本当に、ひどすぎますね。相続放棄の申述をしてくれるどころか、遺産をくれと、しかも弁護士を立てて事務的に言ってくるなんて、憤慨されて当然です。

逆に言うと、お兄様自身は相談者に負い目があつて遺産をくれとは言えないので、代理人を立てたのでしょう。遺産分割の陰の主役は嫁と言われていて、お兄様自身は放棄したい気持ちだけで、嫁がそうさせないというのには十分に考えられることです。実際お金に困っていたりすると、見栄や体裁など言つてはおれず、もらえるものは何でももらつておこうになりがちです。

さて、お父様は遺言を遺さなかつたのですね。となると、兄妹半分ずつ。遺産は今住んでいる家土地が約2000万円に、預金が約1000万。となると、各1500万円ですね。ご相談者が家を取ると500万円払わないといけないし、それが出来ない不動産を売却してすべて折半です。

ただし、これに寄与分や特別受益を考慮することになります。

親がお兄様だけにまとまった金額を贈与したとか、お兄様だけ高学歴といった事情があればそれは特別受益になつて、その分相手の実際の分配額を減らすことができます。また寄与分は、まさにご相談者の介護がそれで、プロに委ねず自ら介護したことによって遺産がその分減少するのを防いだわけです。

家族なのでプロに支払う額丸々ではなく7割程度の換算になり、一日8000円を認めたと例もありです。年300万円、単純計算して10年で3000万円になれば、遺産はゼロになり、お兄様の取り分はゼロ。まあもちろん、そこまでの額が認められるとは思えないし、相手は相

手で、親との同居で賃料を支払

わなくてよかつた分をご相談者の特別受益だと言ってくるだろうとは思いますが、一連の経緯からして、裁判所も半々よりはずつとお兄様側に低い認定をしてくれるはずですよ。

しかし、本当に嘆かわしいですね。本来遺産は親の面倒を見て最後まで看取った者が貰うものだと思つています。権利と義務は表裏一体。戦後、すべての面で、権利が一人歩きしているように感じています。

親との同居を選んだ子の献身のおかげで、親は家売って施設に入ることもなく、預金も残せることを、法律も本気になつて考慮すべきではないかと感じているところです。